



森林の伐採と所有者の変更には届出が必要です

問 農林課 林政鳥獣対策係
(☎内線2617・2618・2619)

市内の森林の多くは、群馬県の定める地域森林計画によって地域森林計画対象民有林に指定されています。この指定内の森林で伐採や所有者の変更を行う場合は、森林法に基づく届出が必要です。

立木の伐採・造林

森林の立木を伐採する場合、伐採を始める90日から30日前までに市に届出が必要です。また、主伐後の造林もしくは開発のための伐採が終了した日から30日以内に市に報告をする必要があります。

届出の際は、以下の書類の添付をお願いします。

- ① 森林の位置図・区域図
- ② 届出書の確認書類：
個人の場合、住所がわかる書類(運転免許証など)の写し
法人の場合、法人の登記事項証明書などの写し
- ③ 土地の登記事項証明書等：届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類(土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書など)
- ④ 隣接森林との境界関係書類：伐採する箇所に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
(添付を省略できる場合)
・単木的な伐採など境界に隣接しない場合
・境界杭などにより境界が明らかな場合
・誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合
- ⑤ 伐採の権原関係書類(届出者が土地所有者でない場合)：伐採に係る同意書および立木の売買契約

書など届出人が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

- ⑥ 他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)：届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類(許認可後の場合は許可書の写しなど)

所有者の変更

森林の土地の新たな所有者となった人は、森林法により、その旨を市に届け出てください。

- ① 届出の対象となる森林：地域森林計画の対象森林となっている民有林です。面積にかかわらず届け出る必要があります。
- ② 届け出る人：個人・法人を問わず、売買、贈与、相続等により森林の土地を新たに取得した方が届出をしてください。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。
- ③ 届出期間・届出先：土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。
- ④ 届出事項：届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

日 日程
時 時間
期 期間
場 会場・場所
対 対象・資格
電 電話
FAX FAX
A X 内容
定 定員
料 料金・費用
持 持持参物
他 他その他

手話コーナー

今月の手話は「スポーツ」の表現をご紹介します。

1. 両手をパーに開いた状態で交互に動かし、走っているしぐさをします(写真①と②)。



写真①



写真②

横からみた図



写真③



市YouTube
手話チャンネル

VOL.25

問 福祉課 障害福祉係 (☎内線1154)